

【別紙1】機能一覧表(企業会計システム)

整理番号	処 理 概 要
1	予算管理機能は、当初予算・補正予算の管理、流用・充用処理ができること。また予算編成時の支援機能として各種帳票の作成ができること。
2	各種伝票の入力時において、該当の予算科目の予算執行状況、予算残高を画面で確認することができること。
3	予算要求書、査定データの履歴管理ができること。
4	予算書作成支援機能として、予算要求書に基づき実施計画の作成ができること。
5	予算編成において、前年度予算の利用ができること。
6	予算要求内容について予算科目の各階層(款、項、目、節)ごと、予算要求額と前年度当初予算額及び前々年度決算額、前年度決算見込額を表示して比較検討できること。
7	予算見積りの積算基礎の各説明ごとに課税・非課税・不課税等の消費税区分が設定ができること。
8	補正予算については年4回以上実施可能であること。
9	補正予算については執行中の予算額に抵触することなく、予算編成作業を実施することができることととも、執行予算への加減算については、議決日を指定して一括更新を行うことにより反映できること。
10	補正予算支援機能として、予定損益計算書、予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書の作成ができること。
11	同一の予算科目において複数の明細の入力を可能とし、それぞれの積算根拠が文章でも入力できること。
12	当初・補正等の各予算について、予算要求情報を登録できること。
13	予算編成後、期中に科目追加ができること。
14	予算額の積算根拠となった数値を予算表示する際は、千円未満の金額について、収益なら切り捨て、費用なら切り上げる処理を行うこと。また、金額の修正が可能であること。
15	科目ごとに現金・未収金・未払金の振分率を設定することが可能で、当初予算額を比率によって各科目に自動配分できること。振分率の設定は容易に行え、配分された金額の修正も可能であること。
16	システムに蓄積された情報を基に、予算要求資料や各種説明資料(実施計画・実施計画説明・当前年度予定損益計算書・当前年度予定貸借対照表・当前年度予定キャッシュ・フロー計算書・予算消費税集計表等)の作成が行えること。
17	実施計画・実施計画説明等はExcelへのデータ出力ができること。
18	確定した予算情報を基に、予算管理業務へ情報の引継ぎを可能とすること。
19	繰越予算にも対応できること。このとき、消費税計算書・予定損益計算書・予定貸借対照表・予定キャッシュ・フロー計算書に反映できること。
20	法適初年度の特例的収入及び支出予算の執行処理の運用が可能であること。(運用方法を提案できること)
21	予算管理機能 予算編成 事業別に予算要求書や予算集計表が作成できること
22	予算科目の予算執行管理を節単位または細節単位で行えること。
23	収入予算は、予算額を超えても予算執行が行えること。支出予算は、予算額を超える場合には、警告等を出してから予算執行ができること。
24	歳出については、各伝票が起票、更新されるごとに予算残高を即時で差引計算して、執行何段階と支出負担行為段階の両段階の予算執行状況を予算執行状況一覧表により確認できること。
25	繰越予算の管理は、逐次繰越、事故繰越別に管理できること
26	予算執行整理簿編集で予算科目を範囲指定できるようにすること。
27	科目の訂正伝票(更正又は振替伝票)を作成する場合は、借方・貸方ともに予算科目を入力することで、1枚で振替(訂正)が可能であること。
28	収納処理(収入伝票および納入通知書の作成)に対応できること。
29	一括処理、個別処理の調定、収納処理に対応していること。
30	手数料、負担金等の納入通知書兼領収書の作成ができること。
31	発行した納入通知書の入金処理ができること。
32	納入通知書の入力、入金処理に基づいて、経理担当者が調定処理、収入処理が自動作成できること。
33	調定処理・収入処理・調定更正処理ができ、未収金管理ができること。また、収入伝票をもって同時に調定(事後調定)が行えること。
34	納入通知書作成時のデータを利用して調定(振替)伝票及び収入伝票の作成が可能であること。
35	納入通知書の再発行ができること。
36	予算、勘定、未収、前受等、取引の繰越が行えること。
37	調定取消ができること。

38	執行科目の振替間違い等による更正処理が行えること。
39	収入予算執行整理簿、総勘定元帳等、各種帳簿と連動とすること。
40	不能欠損処理及び過年度調定減額処理ができ、未収金一覧表の数値に反映されること。
41	一括処理の場合、調定処理、収納処理は関連付けなく個々に行えること。
42	伝票作成時、予算の残高、執行状況の確認ができること。
43	予算を超えて支出する場合、適切な警告等の表示ができること。
44	支払済(消込)処理は、口座振替に対応し、振替依頼書、全銀協フォーマットのFD作成、公衆回線を利用したデータ転送に対応できること。
45	負担行為、変更負担行為に対応している。また連動して支出伝票が発行できること。
46	部分払い、前金払い、複数払いにも対応しており、精算時に勘定科目の仕訳をした振替処理ができること。
47	支出伝票が単独で処理できること。
48	引当金等、予算科目がない現金支出の伝票が処理できること。
49	減価償却費等、現金支出を伴わない処理は振替伝票で対応できること。
50	支払方法は、口座振替(FD)払い、現金払い、納付書払い等選択できること。
51	金融機関情報は全国銀行協会コードを使用していること。
52	歳出伝票一覧を画面照会でき、また、帳票を出力できること。
53	課税区分、消費税率等の設定により自動的に消費税額の算出を行い、消費税計算書等に情報の引継きを可能とすること。
54	消費税区分については、予算科目の選択時に自動表示され、金額入力時に消費税額が自動計算されること。また、その消費税区分及び消費税額を修正することが可能であること。
55	支出伝票を起こす場合は、「支出負担行為書→支出命令書」と処理するものと「支出負担行為兼支出命令書」で処理するものが容易に選択できること。
56	起票日・支払日は、過去日、未来日のどちらでも登録ができること。
57	伝票の複写作成・項目修正・再出力・取消が容易にできること。伝票抽出も多種類の照会により行えること。
58	執行科目の振替間違い等による更正(振替)処理が行えること。
59	支出命令入力では現金又は預金科目と未払金等での起票ができること。
60	支出予算執行整理簿、総勘定元帳等、各種帳簿と連動すること。
61	前払金、未払金の管理(画面照会、帳票出力等)が行えること。
62	支払指定日ごとの集計を行い、口座振替依頼書や支払予定表を作成できること。
63	負担行為兼支出命令処理ができること。
64	概算払・前払精算処理ができること。資金の過不足の処理にも対応すること、また0円精算も可能なこと。
65	複数回払に対応できること。
66	支払予定表が出力されること。
67	予算科目の更生が行えること。また、必要に応じて振替伝票も作成できること。
68	収入予算執行、支出予算執行と連動して口座残高の管理を行い、資金残高の把握を可能とすること。
69	日次集計を行い日計表、現金出納帳等の各種帳票を出力できること。
70	期中税抜き方式の場合は、伝票毎の消費税額の振替処理ができること。
71	月次集計、年次集計は何回でも行えること。
72	合計残高試算表の決算整理仕訳分を含む・含まないを選択して出力できること。
73	月次集計処理を行い、合計残高試算表・総勘定元帳・内訳簿・試算表・消費税内訳集計表等の各種伝票や帳票が出力できること。
74	決算整理に伴う各種仕訳処理内容を反映して、精算表や消費税計算書等を出力できること。
75	上期での決算資料(合計残高試算表、損益計算書、貸借対照表等)が作成できること。
76	決算書類として、決算報告書、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、収益費用明細書、資本的収支明細書、決算付属資料が作成できること。
77	キャッシュ・フロー計算書が月次・年次単位で作成できること。
78	月次及び年次締処理を行わなくても決算帳票の出力が可能であること。
79	前年度、前々年度の損益計算書、貸借対照表の作成ができること。
80	決算整理手続き処理ができること。(たな卸資産減耗費の計上、固定資産の減価償却、損失の繰延・見越し、利益の繰延・見越し、消費税及び地方消費税の納税計算に関連した仕訳)
81	剰余金の処分(欠損金の処理)ができること。
82	当年度と過去について、損益計算書と貸借対照表が表示できること。(最低過去3年分)

83	損益計算書(20表)が作成できること。
84	費用構成表(21表)が作成できること。
85	貸借対照表(22表)が作成できること。
86	資本的支出に関する調べ(23表)が作成できること。
87	企業債に関する調(24表)が作成できること。
88	企業債年度別償還状況に関する調(45表)が作成できること。
89	決算統計調査の入力データはテキストデータ等で出力できること。
90	各種伝票入力 of 更新により、日計表、月計表、消費税集計表、残高試算表等の関係帳票の集計に自動的に反映されること。
91	月次処理後の日付を遡って収入及び支出伝票を起票、変更、修正又は取消した際には、関係する各種の集計表については、自動で変更後の内容に更新しなおし、内容と整合がとれること。
92	過年度分を含む全ての伝票データを対象に、伝票種別、日付範囲、予算科目、勘定科目、金額範囲、債権者等の複数条件で検索可能な伝票検索が行えること。
93	蓄積した情報の効率的な利用が行えるよう、データをTXT・CSV形式等で抽出し各種資料の作成が随時行えること。
94	セグメント情報については、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書・収益費用明細書等が予算及び決算資料等で開示できること。また、非表示もできること。
95	システム内のデータを、すべて容易にCSV形式又は、Excel形式で出力できること。出力する場合は、任意の出力項目を選択できること。また、各出力項目について抽出条件によりデータの絞り込みができること。
96	すべての帳票において出力前にレビュー画面で確認ができ、レビュー画面では表示の拡大縮小、ページ前後移動、先頭最終ページへの移動が容易に行えること。
97	出力伝票はA4縦サイズとする。出力時に、印刷ページ、部数の指定が可能であること。PDFIによる出力も容易に行えること。
98	システム全体については毎日、原則自動バックアップとし、手動でも退避できるようにすること。また、別の媒体にも保存でき、障害時には簡単かつ迅速に復元できるよう対策を講じること。
99	会計データの保存期間については、基本的にハードディスク容量が許す限り、何年間も保存できること。(最低でも10年以上)
100	予算・勘定科目、債権者、摘要等の科目マスタ、コードマスタ情報については、自由に付番ができ、コード追加・削除や名称変更等メンテナンス業務が行えること。
101	サーバは、24時間稼働を可能とし、スケジュール設定によるバックアップや自動起動等の機能を有すること。
102	年度毎に各科目設定及び管理が行えること。
103	システムで使用するマスタを画面上から編集できること。また編集にはユーザーの権限によって制御が可能であること。
104	金融機関・支店のマスタ管理が行えること。
105	決裁欄のマスタ管理が行えること。
106	ユーザマスタの管理が行えること。
107	年度/月単位でのデータロックが行えること。
108	停電等の非常事態に対応したシステム構成とすること。
109	システムの運用時間はシステム管理者が任意にスケジュールできること。
110	各サブシステムともに共通のメニューにより使用できること。
111	各伝票の登録、訂正画面から別画面に移動する際、メニューの表示等により、トップ画面に戻ることなく作業が可能なこと。
112	伝票入力画面は、1画面に収まるように工夫されていること。縦スクロールは極力、表示されないこと。
113	各種伝票を起票する際は、過去の伝票を複写することが可能で、必要な箇所のみ修正して起票ができること。
114	各種伝票入力画面で、「新規」「訂正」「削除」の処理の選択で容易に処理が可能であること。
115	債務者情報がシステムに登録されていなくても、住所、氏名、振込口座情報等直接入力ができ、支払い、納入が可能であること。
116	基本は設定してある消費税率と税抜き額を伝票ごと自動的に算出されるものとし、手入力による税率の変更及び、消費税額の直接入力も可能とする。
117	指定する伝票において、指定する形の決裁欄の区分を設けること。また、決算欄の枠はカスタマイズによる修正が可能であること。
118	伝票の決裁区分は、容易に設定できること。決裁欄は設定により、「*」や「/」等の印字ができること。
119	摘要欄は最低全角30文字は入力ができること。

120	定期的に発生する伝票は、予算科目、摘要を自動表示することができること。必要なときには、表示されたデータを変更することができる。
121	月締め後に伝票の追加、修正、削除等が可能であり、再度締めが行えること。
122	その際、年度と日付のチェック等により入力間違いが起らないように対応されていること。また、最終年度更新により前年度伝票、決算整理伝票の入力を不可とする対応が可能であること。
123	消費税率の変更に対応が可能で、現在税率・前回税率が設定でき、伝票起票時に選択ができること。
124	ユーザID、パスワード等で、使用者を特定し、操作できる機能を制御できるようにすること。また、組織変更や異動時に容易に変更できること。
125	入力項目に誤りがある場合(全半角、入力値上限、日付の整合性)は登録前にエラーを通知すること。(色を替えるなどのアラート表示による)
126	各情報画面において検索機能が利用できること。
127	期中税抜き方式の場合は仮受消費税及び仮払消費税として勘定科目の仕訳ができ月末時点の科目別消費税区分毎の消費税を税抜き又は税込の執行額の集計表で確認できる。また累計額も集計できること。
128	消費税率の複数設定ができること。また、消費税率の変更も容易にでき、法改正時を想定し、適用日等を設定できること。
129	消費税の確定申告書用の消費税計算を行うことができること。
130	消費税に関する資料として、消費税集計表や消費税一覧表(伝票ごとの明細)の作成ができること。また、税率ごとにできること。
131	消費税集計表などは、事業ごと等の集計や「款・項・目・節」の任意条件で集計ができること。
132	本番環境とテスト環境の両方で操作が可能であること。
133	既存の機器(パソコン)を使用する際、他のアプリケーションに影響を与えないこと。
134	システム稼働中でも、他のアプリケーションの作業ができること。
135	勘定科目コードは重複しないこと。また既存科目の間にコード追加を行っても並び順を柔軟に編集できる工夫がされていること。

【別紙】機能一覧表(固定資産管理システム)

整理番号	処理概要
1	有形固定資産、無形固定資産の登録及び管理ができること。
2	資産の管理は雨水、汚水など、当マスタの追加・統合・削除も可能であること。
3	建設仮勘定の管理が行え、決算資料等の作成が行えること。
4	一つの台帳(工事)に対して複数の管種・口径別延長の登録が可能であること。
5	数量は、小数点以下でも管理できること。
6	長期前受金の管理項目は、最低8項目とする。
7	法改正等による年度途中からの耐用年数の変更及び償却明細の自動変更が可能であること。
8	固定資産を登録する際には、入力項目として、資産番号、資産(工事)名称、勘定科目、原因、償却方法、部門、区分、取得年月日、耐用年数、設置場所、業者名、取得価格、取得財源、管種、口径、数量等の管理ができること。
9	資産毎に複数種類の財源内訳の入力ができること。
10	固定資産ごとに登録された長期前受金について、毎年度の戻入額(長期前受金収益化額)を計算できること。また長期前受金収益化累計額を管理できること。
11	各マスタデータの追加登録、修正・削除のメンテナンスが容易なこと。
12	リース資産の管理ができること。
13	法適用までに償却済となった資産は、償却済資産として登録できること。(減価償却費を発生させないことが可能であること。)
14	法適用までに残存年数1年となった資産を、耐用年数1年として登録できること。
15	償却資産については、取得額・取得日・科目・耐用年数の入力により償却額、償却限度額等が自動計算されること。
16	減価償却の開始は、資産取得時の翌年度からを原則とするが、取得初年度では、月割償却も可能であること。
17	固定資産の減価償却の方法は、原則「定額法」で行うが、「定率法」も選択できるようにすること。
18	1円まで償却が行えること。
19	償却指示を登録することにより、減価償却シミュレーションを可能とすること。
20	取得金額の登録、変更および減価償却額の計算ができること。
21	年度指定により、指定年度の減価償却予定額が算出できること。
22	減価償却可能年度までの償却額が固定資産台帳に表示されること。
23	一部除却、一部追加、全部除却については、異動情報の入力により行え、異動年月日以降の償却明細について自動計算できること。
24	予定資産(仮データ)を入力することにより、将来20年間以上に渡って発生する減価償却のシミュレーションが可能であること。
25	長期前受金の明細書(資産の科目ごとの収益化累計額などが表示されているもの)を表示できること。
26	固定資産明細書が作成できること。
27	システムに蓄積されている情報を基に、固定資産明細書、減価償却明細書等の作成をセグメント区分ごとで作成できること。
28	新規取得の資産と、除却処理を行った資産の一覧表が作成できること。(取得日、名称、取得額、数量、残高など)
29	決算帳票として、固定資産明細書が出力できること。
30	建物や構築物等の償却資産、土地などの非償却資産などの管理が可能で、勘定科目別の固定資産一覧表(明細表)が出力できること。
31	年度ごとに新規取得、一部追加、一部除却、全部除却した資産が一覧で出力され、増減内訳表が出力できること。
32	登録情報から、固定資産台帳のほか、固定資産明細表、固定資産一覧表、固定資産取得一覧表、固定資産除却一覧表、減価償却一覧表、財源別一覧表の帳票を科目集計毎、明細毎、部門毎、区分毎等 任意に設定して出力ができること。
33	固定資産台帳の補足資料に、財源内訳(補助金等相当)ごとの収益化額、収益化累計額(戻入益)がわかる「固定資産台帳(収益化対象財源内訳別)」が集計し出力できること。

【別紙】機能一覧表(企業債管理システム)

整理 番号	処 理 概 要
1	企業債を一元管理し、別紙2公営企業会計機能別帳票一覧表の各種帳票、決算統計表等の作成、出力処理を行えること。
2	起債情報を登録することにより、償還終了までの自動計算ができること。また、次のような場合も自動計算ができること。 償還額の変更、借換、前借から本借への変更、変動金利の対応、一部繰上償還、全部繰上償還、措置期間中の繰上償還。